

「完全自殺マニユアル」現象

一 E 一〇 E 一四 一 平野達哉

▼ はじめに
当法や条例によるメディアの規制、あるいは前例のないインターネットの台頭に、内容が「有害」な表現の増加、利益を被るものも実在。安易な言い換えや内容の更迭、多様な不利益を被るものも実在。安易な言い換えや内容の更迭、解決のなさを増す傾向にある。書き手と受け手、書籍の普及もまた、ネットの普及により、表現の自由を問うとなると、問題の議論は非正常に複雑化、膨大な議論が為され、課題が、一義的な結論を導くことが不可能。また、本論では「完全自殺マニユアル」の表現の自由について、どのような規制の問題提起が行われたか、明らかにしたい。出版の自由について、表現の自由は、表現の自由を問うとなると、問題の議論は非正常に複雑化、膨大な議論が為され、課題が、一義的な結論を導くことが不可能。また、本論では「完全自殺マニユアル」の表現の自由について、どのような規制の問題提起が行われたか、明らかにしたい。

▼ 完全自殺マニユアル』とその他の関連書にまつて言論、批評、事件等をひとつての現象と捉え、同時にそのメデイア等を通じて言論、批評、事件等を

▼先行研究として、著者が自ら編纂された『ぼくたちの「完全自殺マニユアル」』に関連した騒動を纏めた先行研究と「完全自殺マニユアル」が挙げられる。1994年刊行時点までの報道、書評記事、批評、対談から読者の「第I期」での議論について高い水準で纏められている。この傾向は刊行時期や新聞への投書までさまざまな資料が網羅されており、後述する「有害指定」と主規制問題に関する言及は少ないが、この傾向は刊行時期に由来すると考えられている。筆者自身の言葉は少ない。雑誌記事の転載やテレビでの発言の文字起こしなどが行われていない。同書はあくまで「媒体（メディア）に過ぎない」（p218）ものだ。その中で、「読者の手紙」に関して性は別・年齢・地域・（「完全自殺マニユアル」に対する）賛否等の分類を行い、自筆イラストをそのまま掲載するなど大きく扱っている。同書の巻末の結びには「前書きや騒動記なんて飛ばして見なくて、そんな大したものではない。読者の声のほうがよくどためになる」（p218）とある。著者にとつて「完全自殺マニユアル」は“社会に対する個人的現実的かつ具体的な卑近な問題提起”となるのではない。あくまで「読者のひとりひとりが直面する個人の現

間めに生じた齟齬についで掘り下げたい。読者、あるいは社会との間に、新たに論じる余地もあるのでは、ないだろうか。本論では、

▼ 目次

(Ⅰ) 基本情報・前提

- 05 (i) 「完全自殺マニユアル」基本情報
- 07 (ii) 本論の立場
- 07 (iii) 考察の軸

(Ⅱ) テクストの分析

- 08 (i) 著者の立場
- 11 (ii) 「自殺マニユアル」としての機能

(Ⅲ) 同書に対する反響

- 17 (i) 読者の反応
- 19 (ii) 月刊誌・週刊誌等における書評・反響
- 23 (iii) 主な批評

(Ⅳ) 規制騒動

- 27 (i) 「完全自殺マニユアル」ブーム
- 29 (ii) 青少年自殺報道と都条例改正案
- 30 (iii) 規制議論の発展

(Ⅴ) 自主規制問題

- 36 (i) 版元の自主規制
- 37 (ii) 著者との対立
- 38 (iii) 現在の状況

(VI) 「表現の自由」論争

- 39 (i) 同時期における論争
- 40 (ii) 同書から発展した論争
- 41 (iii) 現在の状況

(VII) 収集資料の分析

- 42 (i) 収集対象・基準・方法について
- 47 (ii) 時系列に沿った分布
- 48 (iii) 媒体別の分布
- 49 (iv) 内容別の分布
- 50 (V) 分析

(VIII) まとめ／考察

- 51 (i) テクスト概観
- 51 (ii) 報道概観
- 53 (iii) 現象概観
- 54 (iv) 達成された問題提起
- 55 (v) まとめ

(IX) 参考文献・資料

- 56 (i) 参考文献・ウェブページ
- 56 (ii) 資料リスト

(i) 「完全自殺マニユアル」(著者情報、底本情報、関連書籍情報)

句・底本…1983年7月7日初版発行。「コトバによる自殺装置」という文
 著者に「帯に刊行され、20代の若者を中心にヒット、ベストセラーに
 体的に紹介された内容ゆえ、多数の関連書籍が出版された。青少年の自殺
 りを指摘された。『議論が行われ、表現や出版の自由、グセーとまごま
 きにわたった。』規制を求める声が出た。最近では2010年に宮城県
 が提起された。『規制の動きはいる。』お続く。最近では2010年に宮城
 で有害指定図書に規制の動きはいる。』お続く。最近では2010年に宮城

6

(iii) 考察の軸

- ・規制騒動

7

提体を巻き込んできた。騒動へと発展。長きにわたる議論の中で多くの問題

・著者の主張
た。著者は一貫して「自殺を促す本ではない」という旨の主張を続けてき
否。両論、さまたげまな議論が持たれてきた。発言も多い。その主張を対して賛

・読者の反応
れた自殺という形で報道された例を含め、同書の影響はさまざまな形で現
者の声」が紹介されている。『完全自殺マニュアル』においては多数の「読

・自主規制問題
を出版元の太田出版は規制強化の流れを受け自主規制に動いた。これを巡
出著者との関係が悪化、太田出版が版権を引き上げ、声を明

(Ⅱ) テキストの分析

(i) 著者の立場

する。本項では『完全自殺マニュアル』は「はじめに」「おわりに著者の立場を各章の証

ゴタクはもう聞き飽きた。「若者たちはなぜ死に走ったのか？」なんて、ずっと前から、何回も何回も何回も何回も言われてきた。そのたびに結論めいて言われた。最近の流行は「死に対する感覚が、それまでの世代とは根本的に違ってきた」だ。だけど、「どうして自殺しちゃいけないのか？」「なんで生きなきゃいけないのか？」という問いには、相変わらないの？」なんの解答もない。もういい。今必要なのは、自殺を実践に移すためのテキストだ。（「はじめに」p2）

[illegible]

のるへを
 よ。の通
 う著忌し
 に者避て
 述は感列
 べ「挙
 てはでし
 いじあて
 るめるお
 。にとり
 「言、
 のえそ
 内るの
 容。根
 を以底
 「下に
 取に流
 っ示れ
 てすて
 っのい
 けはる
 た「の
 話おは
 「わ「
 とりだ
 断にら
 っ「だ
 たのら
 上ー続
 で節く
 以で現
 下あ実

ていう本を書こうと思つたものゝ理由は、「自殺はいけな
ていうよく考えたから何の根拠もないことが、非常に純朴に信じられてい
ちやうのような状況が普通にあつて、自殺する人は心の弱い人なんてこと
が平然と言われていることにイヤ氣がさしたからつてだけの話だ。「強く生
きる」なんてことが普通にあり、閉塞して息苦しい。
息苦しくて生き苦しい。だからこういう本を流通させて、「イザとなつた
死んじやえはい。だから選肢を作つて、閉塞してどん詰まりの
世の中に風穴を開けて風通しを良くして、ちよつとは生きやすくしよう、
その本が本当の狙いだ。」（おわりに p195）

同至殺直とアの的ニ
 書ら者接しルでユ一
 のしが的て『あア本
 影め居言提につル当
 響たて及供おた一の狙
 に直もはさけことし
 関接、なれるとてだ
 す的そいて自がの「
 る原れ。い殺伺の「
 論因は故るのえ機と
 点であにと情る能著
 ははく著い報。そが者
 一なま者うは、の先自
 自いでは点、の上立ら
 殺と手現だ読者で述べ
 を主法実。者の彼て
 促張とに当自然選が
 ししし自殺で択主張
 一い参マは肢をす
 ころ照ニある増の対
 と。しユがや、は、文
 でこたアがす、文
 はれのを自た『完著
 なをであ抱殺め全者
 一定つえをの自自
 選すてて促すの殺身
 択る、死よとマも自
 肢な自んうしニ自殺
 をら殺だ自なユ覚
 与ばに自なユ覚

(ii) 「自殺マニユアル」としての機能

文脈を追って見つけていく姿勢が読み取れる

から順に紹介されている傾向がある。自殺という行為を客観的に捉えた

ととき、多くの人間の間にあってその関心は「死」への恐怖に集まる。そこで
 誘導し、「自殺を実践しような手段が考えられるか」という思考へ抵抗なく。
 だ。安らかな眠りの延長線上にある死。これがもっとも理想的な自殺手段
 だ。自殺気分を味わいたただけなら（それは別に悪いことではないが）、手
 首を切るだけにして、理想であるという前提のもとに、自殺の成否を分け
 ある。老衰のような死が理想で、正確さを期して描写したのが「クスリ」の章で
 ある。「死量」について、正確さを期して描写したのが「クスリ」の章で
 殺。この章の特徴は、「自殺薬の紹介」と銘打った段で非常な詳細なデ
 が。明らかに「自殺薬の紹介」と銘打った段で非常な詳細なデ
 頭痛薬など、市販されている薬の実名を表記し、「どうやって吐き気止め剤、タ
 か「どうやって使おうか」ケースごとに紹介している。違法薬物の入っている
 も同様。記述しており、有害図書指定騒動との関連について検証の余地
 がある。記述しており、有害図書指定騒動との関連について検証の余地
 ②首吊り…首吊りを最良の自殺手段だと主張し、実行の際の苦痛の少な
 さや未遂率の低さを中心に記述している。「クスリ」の章同様、死に至る
 仕組みや必要ない条件等が数値で示されている。筆者は「自殺」に対し
 肯定も否定も必要ないが、「首吊り以上に安楽で確実で、そして手軽に自殺
 できる手段はない。他の方法なんか考える必要はない。」（「首つり」p.56）
 とその手段について、他の方法なんか考える必要はない。章末の「自殺マツプ」は樹海

⑥ いる。ガス。この毒章…から未遂率と後は手間の観に文章量も手段としたりは、否定的完全に描かれて

一定の読者層を占めてい
 る。だから、ここからは、
 彼らに対する警告の

ユアル』を参考に自殺した」と報道された実際の事件の中にも該当する例は確認できない。「一生深刻な後遺症が残ることがある」というセリフは、ガス自殺に限ったことではない。首吊り、飛び降り、飛び込み、クスリなどあらゆる自限した自殺手段に共通するもので、自殺を試みる以上はむしろ当たり前前のことだ。(「ガス中毒」p.135)

この記述からは、「自殺」にリスクが伴うことは当たり前に前であるという著者の主張が読み取れる。各手段について実行方法と共に前記さされて抑えるのはフェアな描き方だと言えり。示された情報がないよう意識する。捨選択している読者次第の姿勢が読み取れる。らかに偏らないよう意識

⑦ 感電…手段別ではもつとも人数が少ないとされるが、「まだまだ見直さる。事例、情報ともになく、構成されてる。本文は感電自殺に肯定的に描かれていり、処刑方法と書き方では非常にメジャーな手段である。首吊りも合わせ、え、自殺手段と死刑では非常にメジャーな手段である。首吊りも合わせ、一章末の自殺マッ程度という論点を見出すことができる。紹介されているが、感電自殺との関係は実用性が薄れてきており、コラム的な性格が増す傾向にある。につれて実用性が薄れてきており、コラム的な性格が増す傾向

⑧ 入水…「古めかしく情緒のある自殺手段」(「入水」p.152)として紹介し、他の章と同様に手段の特徴、注意点、リスク、実行に必要な

くデータを示し、幾つかの事例を紹介している。記述としての特徴に乏しく、「入水の方法」というよりも「溺死の仕組み」の説明に近い。

⑨は焼身…インパクトとメッセーじ性こそ群を抜いているが、手段として否定され、「とにかく焼身自殺は苦痛に満ちた死の方である。即死できないくらいひどい死に方がある。死に方をお勧めしたい。花が咲いたが、ひまりでさえない。人生を送り、死ぬときからいひと咲かせた。だが、これなら話は別だ。」（「焼身自殺」の語）という見方である。

る焼身を自殺の手段に選ぶ人は何かを訴える表現手段として自殺して並んで例が多くなる。紹介されたユルものも、示されていく。書き方は貫いたおソ、未遂で終わる。ぬめの方注点が幾つもある。さして、いる。き方は貫いたおソ、未遂で

⑩凍死…苦痛がなく、発見され、準備・経過・死体肯定・注意・いる。他のタデイといいう順述に構成、発見され、準備・経過・死体肯定・注意・いる。他の

⑪その他の手段…現実に、性の低い事例の紹介は、少し餓死や銃殺を挙げている。この場合、内容が力強い。異質性、面と掘り下げる。向く、ない。同書が自殺の一歩、読む者に与える影響は、読者の手元にたどり着く。読者の手元にたどり着く。読者の手元にたどり着く。

(Ⅲ) 同書に対する反響

(i) 読者の反応

読者の声・「読者の声」分析データ（『ぼくたちの完全自殺マニュアル』p194）によると、全サンプル数535のうちの六割を女性が占めている。中でも「20代女性」は全体の3割にあたり、同書の読者層の中心を成していると言える。男女ともに10代・20代がほぼ抜けて多く、全体の ∞ 割にあたる。筆者の分析では、「肯定的」ととれる意見が45、「批判的」な意見が30、「その他」が25と分けられている（分類基準は示されていない）。非常に辛辣な意見も原文ママに引用されているため、著者が編集段階で印象操作を行ったとは考えにくい。

一面りき呼にもレら
 定的テる応ものビれ「
 数にイ。し額でに、読
 示語がしてけは出著者
 さつ存かいるなて者の
 れて在しる内いるが声
 ていし、点容。人「
 いるて実かと読や前は
 るにい際らな者雜書メ
 こ過るにはつの誌きデ
 とぎ可手、て声でやイ
 かな能紙著いの力騒ア
 らい性と者るほツ動で
 もとはしの。うヤ記の
 、考否て試著がクな論
 同えめ届み者よしん評
 書るないがのほててや
 ののいた成「どる飛報
 機が。意功ねた人ば道
 能妥筆見しらめのし以
 は当者以たいに意て上
 多での外結「なる見もに
 角あ主に果とるならさ
 的る張、を「んっま
 に。はサ読肯（p.211）ててざ
 論批同イみ定の、かま
 じ判書レと的（∞）そまな
 る的のンるなとんわ方
 必な性トこ意述なな向
 要意質マと見べ大い性
 が見をジが「るし。が
 あが一ヨでがのたテ見

といふ内容のものと多々、概ね著者の「本当のねらい」(前章参照)に
 なる。相容の数も、なつてゐる。「死ぬ心が出た」「これか、死にま
 等、自殺予告をすられた者もいたが、本と決つた会いたく感謝するとい
 共、通し、ない。意見を「一本に影さる人が出るから有害だ」とい
 つた批判的意見は「一本に影さる人が出るから有害だ」とい
 響いた。言及し、「迷惑をかける」といふ大半の視点で筆者を攻撃する意
 つた。分類できない意見の大部分は筆者の主張に対して無頓着である。『完
 自、殺マニヤ本とし扱つておき、読み身と経験や思想を述べ、情報
 少ない。この本は、中心に見られ、同じ書物と見し、その面白さ、情
 対する賛否などが中心に見られ、同じ書物と見し、その面白さ、情

(ii) 月刊誌・週刊誌等における書評・反響

・第一期…さまざまな媒体に書評が掲載されるが、「新刊紹介」と取れるタイミングでの書評は「週刊読売」8月5日号、「SPA!」7月14日号(A-02)、「週刊宝石」8月12日号(A-03)に留まる。販促においては「大新聞の」中には広告を出すのを逡巡したところもあった」(A-04「週刊新潮」9月の「日号」など、当初から内容が危惧されていたことが伺える。読売新聞の「言論、出版の自由も尊重しなければならぬ。そこで、広告に本の

コピーが一行ついていたのを削って、題名、著者名、定価だけを掲載」(A-04「週刊新潮」9月9日号)という対応は『ぼくたちの「完全自殺マニユアル」』でも紹介されている。流通に關しても大手取次の日販が「通常新刊本は委託扱いなのに対して、『完全自殺マニユアル』を書店からの注文に応じて配本」(A-04「週刊新潮」9月9日号)という異例の対応をとっている。これらは成人漫画やヘア写真集と同様の対応にあたる。結果、「初版部数の半分近くが書店に送られない形」(『ぼくたちの「完全自殺マニユアル」』p14)となった。

ベストセラーとなつて以降は各誌で取り上げられる例が増える。「宝島」(A-05)、「プレイボーイ」(A-06)、「FRIDAY」(A-08)、「GQ JAPAN」(A-09)、「CREA」(A-18)、「週刊宝石」(A-19)、「ポパイ」(A-20)などに書評や関連記事が掲載されたほか、「NEWSWEEK」(A-07)など海外の雑誌にも書評が載った。一連の記事は通常の書評とは一線を画した内容で、内容の賛否を問う形で議論がはじまりつつあった。青少年への影響を危惧する声もこの頃から上がっていた。筆者自身による紹介記事も多い。これは筆者の本職がフリーライターである点に由来するひとつの特徴である。筆者はその中で当初から指摘されていた「悪影響」とされる内容について「ひとつの生き方の提案ですよ」(A-18「CREA」1993年11月号)とテキストスト内の主張を一貫している。「死んじまった人について』どう思いますか』聞くのはやめてくれ。何を言えってんだ」(A-13「SPA!」1993年11月10日号)と書いたこともあるように、この時点で問題視されることに辟易している様子が読み取れる。ブームの中、漫画作品や週刊誌連載の傾向として、読者が高年齢の媒体(一般週刊誌など)には『完全自殺マニユアル』が流行る世の中全体に対して「まさに世紀末」など

誌といフ言葉で憂うものが並んでいる。対して若年齢向けのカルチャー誌やフアッション誌に載る書評は同書を一種のバイブルだと礼賛するものが多い。こういった傾向に対し筆者は「スコラ」1993年10月号(B-01)で「オヤジっぽい雑誌に取り上げられると批判的に扱われますね。『自殺』さえマニユアル化してしまっ若者の気質には寒々しいもの覚え。『自殺』か、そんな感じを書いてあつたんですけど、そういうのってなんか笑っちゃいますね(笑)」と反応している。

10月20日の読売新聞(C-01)と山梨日日新聞(C-02)で「『完全自殺』マニユアル』を持つた」遺体が樹海で発見されたと報道されたのを境に、ワイドショーや大新聞、スポーツ新聞での露出が増加する。同様の記事が翌日の「東京スポーツ」(C-04)、「夕刊フジ」(C-05)にも掲載されたほか、「スポーツニッポン」(C-06)、「朝日新聞」(C-07)も同時期に記事掲載した。議論の中心は「自殺そのものの」の賛否から「自殺が第三者に与える影響」へと変わり、樹海付近の自治体の声から「自殺がプロダクトである。樹海の年間自殺者数からみると同書の影響下にある自殺者はつぎの完全自殺マニユアル』には対し一方的な批判が展開された。以後しばらく『完全自殺』の間、1994年1月18日の「朝日新聞」(C-08)、「毎日新聞」(C-09)で中学三年生の男子の飛び降り自殺に関する記事など「同書を所持した自殺者」が大きな報道されるようになり、全国それぞれ地域単位で「有害図書指定」の動きへ発展していくこととなる。

・第Ⅱ期…1999年7月13日、「毎日新聞」(C-10)、「読売新聞」(C-11)が「中1女子首吊り自殺」を報じたことで、『完全自殺マニユアル』関連報道・1議論が再燃する。ロングセラーとなっていた同書は改めて批評

・第Ⅲ期…第Ⅱ期より出版物規制の流れは長く続き、政権と東京都が出た。一般の規制強化に動くのを受け、出版業界全体で対処が検討されてきた。(D-14「創」2000年8月号、D-17「創」2000年11月号、D-19「創」2000年12月号)

22

にも至るまで続く議論の文脈は『完全自殺マニユアル』に消えてしまった第I期から続く有害図書指定の動きは確実に継続し議論が広がった。『完全自殺マニユアル』が2009年に長崎県と福島県、2010年に宮城県で『完全自殺マニユアル』が有害図書に指定されている。

(iii) 主な批評

『完全自殺マニユアル』に寄せられた批評の中で主だったものを以下に要約する。

↓柳下穀一郎 (A・O・S「宝島」1993年9月9日号)

「死にたい」と思いつめ、比較的検討なんかすまらうか。(中略)自殺幫助といふ本を買い求め、むしろ逆の方向に働きそうか。(中略)普通は『こんなことをするくらいで、いなら、生きてるほうがましだ』(中略)と思う。自殺が激減する力がある」と鶴見済と面識のある柳下氏の書評記事。グロテスクな描写のある自殺手段を挙げ、文字通り「楽に死ぬマニユアル」と記述している。また、意図的に「生きるための本」という側面を押し出し、ある種の「生きた死」を暗示している。

考が最たし自
 が論盛もこ殺個
 発じ期のれマ人
 表らはであニ名
 され社あるアの
 れる会に。くル纏
 て段におつま『ま
 い階おまではつ
 るにけまでもは
 。なるり実肯た
 か機テ際定書
 っ能クの的評
 たやス事にに
 と著ト件評絞
 結者そや価つ
 論のの規さて
 で発も制れみ
 き言の騒てた
 る等に動い場
 。を対とた合
 一含す同と、
 方める書い発
 、た評をう行
 翌コ価切印年
 年ンでり象に
 にテあ離が語
 はクリし持ら
 批ス、ててれ
 判トブ述るた
 的でーべ。『
 な同ムらし完
 論書のれか全

25

は、世の中に『考えるに値すること』は何一つない。という論理が他人の思考を批判する決定打になると思ひ込んで幼稚さについて改めて問うまい。(中略)

「死んだら来る世界への殺意を本に込めた。その結果、弱い自分の被害者意識から来る世界の殺意を本に込めた。その結果、売れた。自分の被害者現象として政治的か評価しない。(中略)そこで彼は、あらゆる思想家の書物より強く押出したのである、自分の本が高位にあるという論理をも一度この論考が発表された時点で『完全自殺マニユアル』は3版10万部の売上を重ね、書店で平積みされ続けるロングセラーであった。切通氏は同書の存在を知った当初「この世の中を少しでも生きやすくする作用もあるんじゃないか」と肯定的に捉えていた。そして「その好印象は間もなく変わる」となる」と前置いて論を展開する。彼は『完全自殺マニユアル』の内容と自殺者発生の報道に対する鶴見済の反応に矛盾を感じた。ユアール『内容自殺者発生の疑問を感じる。いささか飛躍している部分も否めないところから同書の書かれ方に疑いを感ずる。鶴見済の反応に矛盾を感じる。ユアールの著者の「テクストでの姿勢」と一見それを貫いている「メデアイ」への対応の齟齬、あるいはテクストそのものが「生きるため」の指摘した論文である。著者の元に届いた「読者の手紙」は反論も含め概ね著者のねらいとは異なる受容も起こっていた。事件として報じられた。メデアイの例はねえおりの反応を示した読者(ではなく、『完全自殺マニユアル』を以て)の思惑どおりのはず。

$$\ddot{\text{ii}}$$

「一条例」の類で締め付けが議論されるようになったのは同書のブームから数年経った1999年のことである。1999年7月13日に「毎日新聞」(C-10)「読売新聞」(C-11)、14日に「日刊スポーツ」(C-12)が『完全自殺マニュアル』を所持した中学一年の女子生徒が自宅で首つり自殺をしたと報じた時期を境に同書は再びメデイアに登場する。なお、それまでの期間に群馬県・岡山県・岐阜県・滋賀県で「有害指定図書」に指定されていた著者が逮捕されていたことが報じられている。第Ⅱ期には、第Ⅰ期にみられた「出版社や著者に対するアクション」が「一条例による規制」へ変化している。アプローチが変化したことで「ワイドショー」や「新聞報道」が大多数を巻き込んだ議論を喚起する例はなくなり、主に「条例や法律の議論過程が報道されるようになった。同書の内容の可否に関わる議論が遠ざかり、法的に「有害」とするかどうかのいう次元でのみ語られるようになり、法的に「完全自殺マニュアル」の性質自体を問う直す機会は失われていく。前章でも触れた「『完全自殺マニュアル』は、一連の事件の源泉なのである」(B-14「SPA!」1999年10月13日号)という評には同書を論じるレベルが変化したことが強く現れている。

第Ⅱ期の大きな転機は、1999年7月下旬、新聞各紙の報道を受け警視庁が東京都へ『完全自殺マニュアル』を有害図書に指定できるのは「性」と暴力的なものである。それまで都条例で有害図書に指定できるのは「性」とを改正する必要があるがあった。そこでこの要請により、長い期間には渡って

「自殺や犯罪を誘発する内容」が有害か否か議論されていくことになった。この出版流通や消費構造を踏まえると、都条例で有害とされるか否かは本が実質絶版となるか否かを左右するほどの影響がある。事態を重く考へた出版元が自主的に「18歳未満購入禁止」の帯をつけて「自主規制」に動いたこともあり、同書はこの時期の「有害指定」を免れることになる。しかし議論そのものはその後も続いていった。

(iii) 規制議論の発展

『完全自殺マニアル』の規制騒動が日本の出版物の表現全体を揺るがすほど大きな波及した原因は、著者や版元と読者の問題が「都条例の改正議論」に広がれば、『完全自殺マニアル』以外の既存の書籍が規制させる可能性があった。第Ⅲ期における掲載規制騒動以下、第Ⅱ期とやや重複するが、議論の流れが盛んに記事を開き、掲載した。以下、第Ⅱ期とやや重複するが、議論の流れを追っていき、掲載規制騒動以下、第Ⅱ期とやや重複するが、議論の流れを『完全自殺マニアル』が都青少年健全育成条例改正案の議論を誘引したことにあて、最初に報じたのは1999年8月27日の「毎日新聞」(D・01)である。ここでは前述した当局による「有害指定しろ」という圧力に対して、翌日には太田出版が自主規制の帯をつけたことが記事に示されている。特定の図書を中心とする「有害図書」議論は前例のないもの(D・02)。

31

後に自殺者が出てひと騒動起きたんですが、そのときにもう議論はつく
をやる理由なんかないの、これは純粋な『発禁処分』の過程なんですこれ
と。上の「ど」著者の言うように、第三期の議論は同書を「有害」と結
る。この時期、同書のテキストを講じていくのも議論は少ない。思
た。前述した「ど」筆者のテキストも、その対する議論は少なくない。思
で。姿勢は「ど」筆者のテキストも、その対する議論は少なくない。思
て。いく勢である。同じ記事の中で筆者は「規制に反対する反論を展開し
な有害指定だ」と抗議している。版元の自主規制に反対する反論を展開し
た。三日月の「創」1999年12月号（D-09）では、同時期に有害指定とな
バット「的自殺体は自傷行為です。が、助かった場合、犯罪になりうる」例
と。その「自殺体は自傷行為です。が、助かった場合、犯罪になりうる」例
が。その「自殺体は自傷行為です。が、助かった場合、犯罪になりうる」例
力を持つことになる」と述べ、図書規制反対派の奮起を促す内容となっ
て。また、流通の規制は図書館規制にも直結する。「創」2000年1月号（D-10）
では、図書館界からの規制強化反対の声が報じられ、「図書館問題研究会」
2000年2月号（D-11）でも『完全自殺マニュアル』を軸に「図書館の
自由」が論じられた。

次の都条例が議論される中、「法規制」が動き出したこと、で第三期の議論は

頃、「創」2000年1月号（D・12）は「『青少年有害環境対策基本法』という名の“メディア規制立法”が急浮上してきた」と報じる。『完全自殺マニュアル』の規制騒動が「法律」という枠まで発展したことは、完全に日本のメディア全体にさまざまな問題提起を喚起したことを端的に示す。事実だと考える。法案に関する議論について、メディア倫理研究家の橋本健午は「『青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境』は固定的な概念ではなく、また、どのようなか場合に“『青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境』”と判断する場合は、根拠もなしに、恣意的に行われてきた」と批判する。彼は「恣意的とは、大人にとっに入らないというだけ」と“有害”と“害”を区別することであり、『有害環境』と象外とされないもの、例えば新聞・テレビなどのマスメディアが、疑問を投げかけている。（D・13「出版ニュース」2000年1月号下旬号）

またこの時期、議論の最中であつた都条例改正案が「規制強化」の方

向に進んでいることは都知事らによつて示されていた。改正案について、

「創」2000年8月号（D・14）は審議会において規制支持の意見が少数にとどまり、懐疑的な意見、中間的な意見が存在して、いること、

「事前」に自主規制団体の意見を聞くという全国唯一の制度を維持して

いることを「絶対に変えるべきではなく、むしろ発展させるべき」として

た上で、条例以上に規制色の強い法規制に対して警鐘を鳴らしている。

法案、条例ともに議論が深まる中、2000年8月22日の「毎日新聞」

（D・16）にメディア規制全般を概観した記事が掲載される。規制の動き

を「『青少年の健全育成』を旗印に、性や暴力に法規制の網をかけようとい

タ―ネット、雑誌などさまざまなメディアに法規制の網をかけようとい

う狙いだ」と表現した上で、インターネット、不健全図書、放送番組と
いっただごとそれれ、規制強化の動きが強い存在として読み上げられている。
が、その問題がメルディア全体的に波及している。

同年「一月、議論の末、都が『完全自殺マニュアル』の「一八歳未満
への販売」を禁止する方針を固めたことが報じられた。2000年「一月
「4日の『朝日新聞』(D-18)は、その様子を「これまで規制に慎重な出
勢を取ってきた都の方針転換」と評し、結論が「これまで」とは言え
「『自由な出版活動』を阻害する」などの批判も出ている。こと示した。「創」2000
年「2月号(D-19)は、規制強化の方針が決定されたことについて「それ
なりに『業界も結論に達するものではないかと、対応は急いでいる状況だ』
の述べて。都条例改正案の議論は意見が割れ、版元による自主規制を尊
重する形で「陳列規制」等の処置に留まるものの、だ改正案が施行され
し事態は急変し、規制強化は確実となつてのちに都条例の変更部分が掲
ととなつた。「創」2001年「4月号(D-23)には、都条例の変更部分が掲
され、「青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害
するおそれがある」と認められるもの」が新たな規制の線引きとなつたこ
とが示されている。今日、『完全自殺マニュアル』を購入手続きで年齢を確
認はされる。経験に基づくが、『完全自殺マニュアル』を購入手続きで年齢を確
と認はされる。経験に基づくが、『完全自殺マニュアル』を購入手続きで年齢を確
店側がリスクを気にかけ売り場から撤去した。か書。多うして、都条例の規

に「制騒動は「規制強化」という結論を以て終了した。条例の施行を受け、
「噂の真相」2001年8月10日号（D-25）は「出版界はとも後手後手
回っているような気がしてならない」と述べている。

全その後、「法案」に関する議論は、その規制対象が広いこともあって『
程は「インパクト」からはやや距離を置いて展開されていく。議論の過
議論の前提として「自殺マニユアル」に内容「有害」としてある点、
の背景には『完全自殺マニユアル』に関連した事件や議論がある点に言
及している。『完全自殺マニユアル』に内容「有害」としてある点に言
「青少年有害環境対策基本法」は、さまざまな議論と反対
2004年に廃案となった。規制強化に関するさまざまな議論と反対
も繰り返し「自殺を誘発」という線引きがなされ、改正の方向が「改
制強化」へは通しきり傾いたこと、自殺マニユアルの多角的な改
ク規制の議論を通じて『完全自殺マニユアル』の多角的な改
よる自主規制の意義など、「規制強化」により発生した問題の
「マナー多数確立」の結果、規制強化により発生した問題の
しまったと言った。私は結論したい。これ、それは日本の対メデイア史に
残したと言った。私は結論したい。これ、それは日本の対メデイア史に

(i) 版元の自主規制

「AREA」1999年10月25日号（B-15）には自主規制が新聞で報道された際、「記事で担当編集から筆者へのファクス」が紹介された。その内容が「容れね！」「と言われその中で、不健全だ」とし、太田出版から「著作権を引き上げる声明」を発表した。（後述）。自主規制の内容は「書籍に18歳未満に対する

(ii) 著者との対立

25

日号)。また、規制の効果に対して「自主的に帯なんか付けたら、むしろ自ら有害だと認めたことになるので、文句が言えなくなる」(B-13「FOCUS」1999年9月29日号)と否定的である。1999年9月4日「朝日新聞」(D-04)では「著者の自分だけでなく、読者や世間までも広く欺いた行為で、許し難い」と批判している。

それまですべての年代に対して「生きるための自殺マニアル」という名目の元販売してきたものを、自ら有害だと認めざるを得ないという著者の論理は筋が通っている。同書がすべての読者に対し狙い通りに機能したわけではないが、著者は当初の姿勢を貫いている。この自主規制騒動からそれぞれの主張が正しいか否かを判断することはいえないが、「著者は主張を一貫したこと」、「版元は方針を変えたこと」が示されていると言っただろう。著者は「これまで有害図書に指定されたのは、ほとんどエロ本で、太田出版がやったように『土下座』的措置』で許してもらえないことがある。でも今回は前例がないんだから、やりかたも自分で考えるしかないんです」(B-13「FOCUS」1999年9月29日号)とも述べており、結果的に有害指定された点の鑑みるとこの見解は正しかつたとさえ言うことができる。全体を概観し、規定された強化の動きに対して新たな抜本的な解決策とならなかった点も含め、読者層を裏切った措置であることは読者層の開拓のためになかった中心読者層を裏切った措置であることは結論したい。

出版結果的に著作権は引き挙げられず、『完全自殺マニユアル』は現在も太田「その後、著作権関連の議論として、2012年に発行された『完全自殺マニユアル』という書籍に對し、2012年に發行された『完全自殺マニユアル』の出版が著作権侵害の申し立てをし、裁判にて敗訴したという例が挙げられる（B-17、B-18）。この騒動に關して「『完全自殺マニユアル』の著者・鶴見済氏やデザイナーからは、なんのリアクションもない」（B-17）といふと、サイゾー2012年11月15日）とされている。著作権引き揚げ宣言が、この事実落ち着きを推察できる。「引き揚げ」が実行されていない様子から、関係の落ち着きを推察できる。

(VI)	「表現の自由」論争
(i)	同時期における論争

を同心書規制騷動と同時期に、筒井康隆・日本てんかん協議会・角川書店
 中断筆言「を」のち、「教科書問題」というレベ
 ーに「おいは、筒井との主望対しい「。めぐる大論争』(創出版
 断筆宣言「を」のち、「教科書問題」というレベ
 ーに「おいは、筒井との主望対しい「。めぐる大論争』(創出版

ル『の場合、規制騒動が起きた。すべてその時期に於いて、著者の言いたい部分も、あり、メディアは著者のその主張を含めて、批評の対象になる。一方、筒井康隆は自身、反論が、自主規制言を大々取り上げた。断筆を行つた。ふたつは、それに關連して、「規制」自体の性質が異なつて、筆を執つた。これは、筒井康隆の非常識に、ナイスな問題だ。背景として、議論の主題が、差別表現を行うこと、に對し「あるひとつの小説が差別を助長するかどうか、そんな議論に結論が出ないことは最初からわかりきっている」(「断筆解禁宣言」と述べている。對して『完全自殺マニュアル』が「表現」というレベルで論じられたのは第I期における一部の書評に限られる。書き方に問題があるから、意図が伝わらぬ文字通り一部の「自殺マニヤ」として機能してしまつた。情報と、『完全自殺マニヤル』は、例や法に於いて、共通点、相違点を整理すると、『完全自殺マニヤル』は、メディアの議論は、「自殺を誘引する情報」と、『完全自殺マニヤル』は、メディアの自主規制に軸足を置いた議論であつたと言える。

(iii) 現在の状況

「法や条例に関する議論は、現在も「規制強化」の流れを保つたまま推移している。報道の萎縮を招く可能性が議論された。「東京青少年健全育成条例」は、フィクションの規制に關して議論が行われるようになり、「非実在

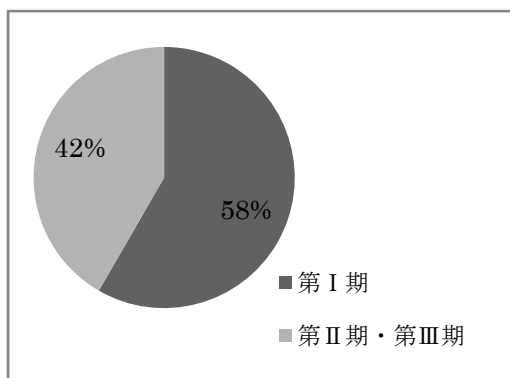
(VII) 収集資料の分析

(i) 収集対象・基準・方法について

『準日』は本論は『完全自殺マニユアル』に端を発した議論が行われているものとした。②『完全自殺マニユアル』に端を発した議論が行われているものとした。②

青少年の扱いが取り沙汰された。「人権擁護法案」もゼロ年代に大きな
 議論と反対活動の記憶の中で新しい表現や出版、報道の自由に関する規制は
 時代の流れの記憶の中で新しい表現や出版、報道の自由に関する規制は
 論議が行われた。その長い文脈を辿つても、『完全自殺マニユアル』に
 し、行われた。その長い文脈を辿つても、『完全自殺マニユアル』に
 文が曖昧で、委員の招く対比的な部分に争点になる議論が多い中、『完全
 自殺マニユアル』の「結果として論じられた自殺を誘発する具体的な他
 とする明確な含め、結果として論じられた自殺を誘発する具体的な他
 点が明確な含め、結果として論じられた自殺を誘発する具体的な他
 された明確な含め、結果として論じられた自殺を誘発する具体的な他
 『完全自殺マニユアル』の「結果として論じられた自殺を誘発する具体的な他
 徴したような形で扱われる。この間、議論の舞台に背景には、有害環境
 大したような形で扱われる。この間、議論の舞台に背景には、有害環境
 大したような形で扱われる。この間、議論の舞台に背景には、有害環境
 (II) 結論として、自殺マニユアルの発行が、第III期以降、

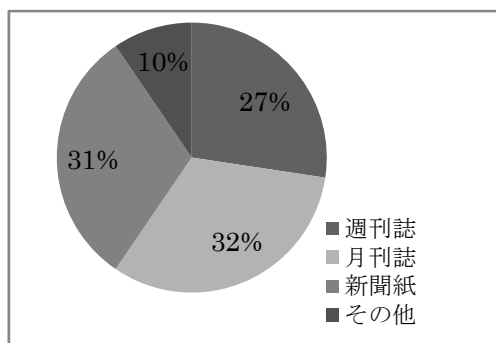
順・す・	・にかルそ
とMるD ↓ ↓ ↓ ↓ N並ら	『の
なⅡ ° Ⅱ 規事議ブⅡ べ除	を条
つ媒以発制件論 記た外	参件
て体下行 …… ム事もし	考の
い別に日条自同… ののた	にも
るに示順例殺書同内で °	リと
°分すに・者の書容あ	以ス、
類リ整法の内の別る	下ト同
しス理改発容流に °	にを時
たト番正生に行つ	示作代
整は号になつにけ	すりの
理こ ° つどい伴た	リ、メ
番の媒いをてつ整	ス国デ
号番体て報論て理	ト立イ
°号の論じじ掲番	は国ア
週で違じたた載号	、会や
刊並いた記記さ °	入図『
誌べに記事事れ本	手書ぼ
・らよ事	た論
月れり	書の
刊て実	評引
誌い際	記用
・るの	事部
新 ° 発	等と
聞 表	対
紙 順	応
・ と	し
そ 多	て
の 少	い
他 前	る
の 後	°
	順こア



1993 年	41
1994 年	7
1995 年	0
1996 年	0
1997 年	0
1998 年	1
1999 年	16
2000 年	11
2001 年	6
2012 年	2

第Ⅰ期	49
第Ⅱ・Ⅲ期	35

(ii) 時系列に沿った分布



週刊誌	23
月刊誌	27
新聞紙	26
その他	8

▼ 週刊誌内訳

ブーム	23
議論	6
事件	1
規制	0

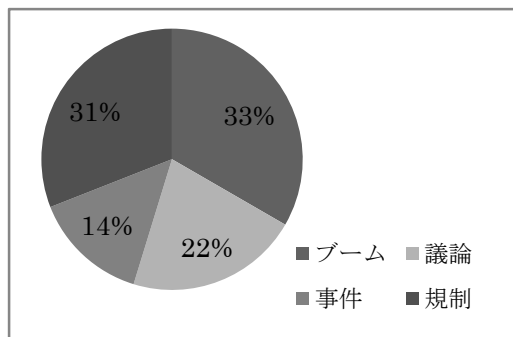
▼ 月刊誌内訳

ブーム	7
議論	6
事件	0
規制	27

▼ 新聞紙内訳

ブーム	4
議論	4
事件	11
規制	7

(iii) 媒体別の分布



ブ ー ム	2 8
議 論	1 8
事 件	1 2
規 制	2 6

(iv) 内 容 別 の 分 布

たもの、騒動一貫し、取材し続けたい。うい姿勢が読み取れる。なかつ

にであつた、それいづれ、何らかの記述を確認でき、議論の中心場所以は、事件・規制象

内容に別分布を含め、全体を通じて新聞紙のブルーム・議論・事件・規制象

大きなばらつきがあるため、分布だけで傾向を探るのは難しい。

大内容の分つきを示したものが、これについて記事の厚みや議論の内容に

第I期の異なる読者層・内容は、メデイアが発行されるもの取り扱って

れるものの報道されたときと週刊誌「ニューズウィーク」は、内容によ

る中心に、ブームの際には週刊誌「ニューズウィーク」は、内容によ

を中におこす意味は、完全自殺事件の発生は新聞紙、規制と騒動は月刊誌

れており、これは『マニエール』がそれだけ約三分の一語を占

めていたこと、この『マニエール』がそれだけ約三分の一語を占

める媒体別では、『マニエール』がそれだけ約三分の一語を占

論者が行った本誌の掲載数は限られて、本数自体は少ない。資料を参

いる。第二期・第三期は条例や改正を巻き込んだ規制騒動に関する一議

媒体に登場し、同書がさまざまな形で取り上げられ、この中で様

するとりわけの本数は第一期より多い。第三期は纏めて第一期と比較

つべきとみる。期間の重複する第二・第三期を纏めて第一期と比較

され、第一・第二・第三期の間にあたる第一・第二・第三期の比較

ず、第二期・第三期のあいだの期間は絶えずある。第一・第二・第三

時系列別にみると、第一期と第二期のあいだの期間は絶えずある。第一・第二・第三

(i) テクスト概観

[illegible]

第

て恣意的に報じるものが多いを占めていた。事件が発生して議論が盛
上がつた局面では、受け手も交えた議論の場が広く持たれていったとい
印象を受けた。これは筆者が『ぼくたちの「完全自殺マニユアル」』で主
張した「読者の反応こそ尊重されるべき」という姿勢に一致しており、
議論を行う環境がよい状態に維持されていたと見ることもできる。その
背景には、「自殺」というセンセーショナルな題材が、各メディアの積極
性を促す性質を持っていたことが関係していたと考えられる。ディアの積極

[illegible]

[illegible]

(v) まとめ

『完全自殺マニユアル』が流行り、議論を呼び、問題提起を喚起したのは以下の要因によるものである。

・「自殺」という行為に対する新たな視点で以て描き、その善悪を社会に問い直した。

・筆者の狙いとテキストの内容に齟齬があり、結果として事件や議論を呼び起こした。

・情報環境が発達する過渡期において、活発な議論が交わされる環境を作り上げた。

以上の要因で引き起こされた騒動を「『完全自殺マニユアル』現象」とするとき、この現象によつて達成された問題提起は以下のようなものである。

・「表現の自由」や「出版の自由」、あるいは「報道の自由」を論じる際、受け手の反応や社会的影響はどこまで考慮されるべきか。

・情報を「有害」であるか否か判断する必要があるとき、どういった基準で、どういった要素に配慮し、どのような形で線引きを行うべきか。

(IX) 参考文献・資料

(i) 参考文献・ウェブページ

- ・ 鶴見 済『完全自殺マニュアル』1993年7月2日 太田出版
- ・ 鶴見 済『ぼくたちの「完全自殺マニュアル」』1994年2月26日 太田出版
- ・ 雨宮 処凛『自殺のコスト』2002年2月5日 太田出版
- ・ 相田 くにひを『完全自殺マニュアル』2012年5月30日 社会評論社
- ・ 月刊「創作」編集部『筒井 康隆「断筆」めぐる第論争』1995年3月4日 光文社
- ・ 筒井 康隆『断筆宣言への軌跡』1993年10月25日 光文社
- ・ 筒井 康隆『エンガッツイオ司令塔』2003年4月10日 文春文庫
- ・ サイゾー (http://biz-journal.jp/2012/12/post_1106.html) 2013年12月5日 閲覧
- ・ サイゾー (http://www.cyzo.com/2012/11/post_11913.html) 2013年12月5日 閲覧

(II) 添付資料

引用・添付資料は、引用時に示した「分類別資料番号」順に並べられている。

② ①
全 一
体 頁
の の
文 文
字 字
数 数

(
一 八 三
ゝ ○ 二
二 ○ 字
頁 字 ×
+ × 二
五 五 五
ゝ 三 行
五 頁 ||
五 || 八
頁 四 ○
|| 二 ○
合 四 字
計 ○
五 ○
三 字
頁
)